

議提第 3 号

白石市議会基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び白石市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和 5年 6月21日

提出者	白石市議会議員	<u>佐久間 儀 郎</u>
賛成者	白石市議会議員	<u>松 野 久 郎</u>
〃	〃	<u>佐 藤 秀 行</u>
〃	〃	<u>大 森 貴 之</u>
〃	〃	<u>平 間 知 一</u>
〃	〃	<u>伊 藤 勝 美</u>
〃	〃	<u>保 科 善一郎</u>

白石市議会議長 小 川 正 人 殿

## 白石市議会基本条例の一部を改正する条例

白石市議会基本条例（平成26年白石市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第29条を次のように改める。

（議会改革推進会議）

第29条 議会は、分権時代にふさわしい、市民に開かれた信頼される議会のあり方について調査研究を行い、かつ、不断の議会改革を推進するため、議員で構成する議会改革推進会議を設置することができる。

2 議会改革推進会議は、議会制度に係る法改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、当該議会制度について速やかに調査又は検討を行わなければならない。

3 議会改革推進会議の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出される議員の任期が始まる日から適用する。

白石市議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(議会改革推進会議)</p> <p><u>第29条 議会は、分権時代にふさわしい、市民に開かれた信頼される議会のあり方について調査研究を行い、かつ、不断の議会改革を推進するため、議員で構成する議会改革推進会議を設置することができる。</u></p> <p><u>2 議会改革推進会議は、議会制度に係る法改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、当該議会制度について速やかに調査又は検討を行わなければならない。</u></p> <p><u>3 議会改革推進会議の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	<p>(議会改革の継続)</p> <p><u>第29条 議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、必要な組織を設置し、当該議会制度について速やかに調査又は検討を行わなければならない。</u></p>